

名古屋グランパス後援会規約

第1章 総則

- (名称) 第1条 この会は、名古屋グランパス後援会（以下「本会」という）と称する。
- (事務所) 第2条 本会は、事務所を豊田市保見町井ノ向57-230 トヨタスポーツセンター内、株式会社名古屋グランパスエイト内に置く。
- (目的) 第3条 本会は、名古屋グランパスの設立の趣旨を理解し、名古屋グランパスの発展を支援する事を目的とする。
- (事業) 第4条 (1) 地域のスポーツ振興に寄与する。 (2) スポーツを通じて次世代を担う若者、子供達に夢を与える。
- (事業) 第4条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 名古屋グランパスの支援に関する事。（チームの観客動員支援・強化支援等に関する事）
- (2) 選手並びに会員相互の親睦に関する事。 (3) その他、目的達成に必要なこと。
- (事業年度) 第5条 1. 本会の事業年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日までとする。
2. 本会の運営資金は、入会金、会費、その他をもってこれに充てる。

第2章 会員

- (会員) 第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同する法人で構成する。
- (会費) 第7条 1. 会員は、以下の入会金と所定の年会費を支払う。入会金は10,000円、年会費は50,000円（一口あたり）とする。
2. 在会期間が1年を満たない場合でも、年会費は一律とする。なお、年会費は理由の如何を問わず返還しない。
- (会員の資格) 第8条 1. 会員の資格の有効期間は、本会事業年度の1年間とする。但し、退会の申し出が無い限り、毎年自動的に継続される。
2. 会員が本規程に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合、並びに年会費等を滞納した場合は、退会させることができる。
- (会員の権利) 第9条 1. 本会の会員は、本会則に定めるもののほか、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有する。
2. 会員には、別に定める特典を供与する。

第3章 機関

- (理事会) 第10条 1. 本会には、会務の重要事項を決定する機関として理事会を置く。
2. 理事会は、役員の過半数をもって成立し、出席役員の過半数の賛成をもって議決する。但し、委任状を認める。
3. 理事会は、次の重要事項を決定する。
- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 規約の改定
- (4) 役員を選任
- (5) その他の重要事項
- (役員) 第11条 本会には、次の役員を置く。
- (1) 理事長 1名 (2) 理事 20名 (3) 監事 2名
- (役員職務) 第12条 1. 理事長は本会を代表し、本規約に定める業務を執行する。
2. 理事長は理事会を代表し、必要に応じて理事会を招集する。
3. 理事は理事会を構成し、本会の会務の重要事項を処理する。
4. 監事は本会の業務及び会計の状況を監査する。
- (役員選任) 第13条 1. 理事長、理事、監事は理事会において会員の中から選任する。
- (役員任期) 第14条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- (会長・顧問) 第15条 1. 本会に会長及び名誉会長を置くことができる。
2. 本会に、地元行政・財界・サッカー協会からそれぞれ若干名の顧問を置くことができる。
3. 会長・名誉会長・顧問は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
4. 会長・名誉会長・顧問は理事会の諮問に応じ、又は運営について意見を述べるができる。
- (事務局) 第16条 1. 本会の事務を処理するために、事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 その他

- (運営の細則) 第17条 本会の運営に関する事項でこの規約に定めのない事項については、別途理事会で定める。

(附則) この会則は、平成20年2月1日から施行する。

平成30年2月6日 一部改定